

◎新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局組織規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県代表監査委員 栗山和廣

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) <b>第3条</b> 事務局は、次の事務を分掌する。 (1)～(20) (略) <u>(21) 内部統制評価報告書の審査に関する事項</u>	(分掌事務) <b>第3条</b> 事務局は、次の事務を分掌する。 (1)～(20) (略)